

町の人口

昭和39年7月1日現在  
 総人口 28,928人  
 内 男 14,044人  
       女 14,584人  
 世帯数 5,434戸  
 転入(6月中) 350人  
 転出(6月中) 295人



1964. 7. 20

No. 47

発行所 福生町役場

発行兼 総務課  
編集人

印刷所 昭和印刷KK

// 木蔭の  
散歩道 //



いよいよ夏がやって参りました。人々は、あちらこちらと涼を求めます。町内にも写真のような木蔭の散歩道があります。  
 (水田橋附近)

よりよき

町づくりのために



欄新設お知らせ

より良き町造りのために、町行政について、町民の皆さんから広くご意見をいただきたいと存じまして「お尋ねします」「お答えします」欄を町広報に新設しました。

皆さん、貴重なご意見をお寄せ下さるよう、お待ちしています。なお、採用条件として、ご意見をお寄せ下さる時は、次の事項を必ずお忘れないうお願いいたします。

- ①住所、氏名、年令、職業を明記する。
- ②字数は五百字以内。
- ③できるだけ私制はがきを、ご使用下さい(直接持参も可)
- ④あて先 役場総務課文書係



# 福祉年金の受給範囲がひろがる

今回法律の改正により、福祉年金および拠出制国民年金をもらええる範囲がひろげられました。そこで、その改正のあらましを、今日は福祉年金についてお知らせします。

**結果、精神病など内部障害の人でも福祉年金がもらえます**

いままで、障害福祉年金は、手足などの外部障害だけに限られていました。また、母子、準母子福祉年金の対象となる子の範囲も、義務教育終了前の子と、手足など外部障害のある二十才までの子に限られていました。それが、今回の改正で、病核、非結核性の呼吸器の病気がよび精神性など、内部障害のある人にも支給されることになりました。なお、この年金は、ことしの九月から受けられることとなります。

公的年金(公務扶助料など)と福祉年金の併給の限度額が八万円に引き上げられました。

いままで、戦争公務による公務扶助料など公的年金が七万円までなら福祉年金も受けられたが、昨年十月に、公務扶助料などが、昨年十月に、七万円以上に引き上げられたため、大部分の人は福祉年金を受けられなくなっていました。そこで、いままでと同じように、公務扶助料など福祉年金が両方うけられるように、その併給の限度額を七万円から八万円に引き上げ、ことしの一月にさかのぼり、

## 国保被保険者のみなさんへ

### 保険証の検認を実施

現在使っている、国民健康保険被保険者証の検認を行います。検認を受けるときは、保険証が利用できなくなりまますので、ご注意ください。なお、保険証を収める方が集めに伺いますので、保険証を医師にお持ちして、証明書を発行します。代って、住民課係にお申出下さい。

### 所得制限がゆるめられまし

いままで、福祉年金をうける者に前年の所得が十八万円以上あると支給が止められていたが、こんど二十万円までの所得の人には支給できることになりました。

また、扶養義務者に扶養親族が五人あり、約六十万円程度の収入があると支給が止められていましたが、それが六十五万円に引き上げられ、ことしの五月から実施されています。この福祉年金をうける場合の手つぎは、役場住民課で行なつて、該当すると思われる人は、お申出下さい。

**申告所得税 第1期分の納期**  
**7月1日～7月31日**  
 お近くの銀行郵便局へ  
 青梅 税務署

福祉局の電話が自動式になつてから四ヶ月余りになりますが、従業員は常にサービスの向上をはかり、町民の皆さま方に満足をお願いするに、日夜、努力を続けておりますが、最近、町民の要望に設置してある公衆電話に対するいたずらが、相次いで発生し、電話局の従業員は故障修理に忙殺してあります。いたずらの状況をみると、二月から五月までの四ヶ月間に、送受話器を持ち去られたもの、こわされたものが七個、料金を入れる口にお金以外の金庫、マッチ棒、チューインガム、その他の異物を入れたもの

が十七回となつており、このようになって、入り口の扉をはずして、他の場所へ持って行つたり、けい光灯をはずしたり、ガラスをこわして、ゴム棒を持ち去るといふ、まことに悪質なものであります。こんなことがあつたに、公衆電話局への連絡下さい。

もし、このようないたずらの現場を発見した時は、警察か電話局にご連絡下さい。ようお願いいたします。また、公衆電話が故障になつていることに、お気付きのときは、お手数ですが、電話局へご連絡下さい。

も地元の色も、楽しい町造りに最善をつくす覚悟でございますので、皆さま方のご支援とご協力をお願いいたします。

福祉局への電話連絡は故障の場合、局番なし 一三番へ  
 その他の場合 五一―二九九―番へ  
 (福祉電報電話局長)

**町民の皆さんへお願い**

昭和三十九年度 第二次自衛官八二等陸士、海士、空士Vの募集

1、募集人員  
 二等陸士 約五、〇〇〇名  
 二等海士 約六、〇〇〇名  
 二等空士 約九、〇〇〇名

2、応募資格  
 採用予定月の一日現在で、十八才以上二十五才未満の日本国籍を持つ男子で、中学校卒業程度の学力を有するもの。

3 採用予定時期  
 昭和三十九年七月各一回  
 昭和三十九年九月各一回  
 昭和三十九年九月

**みなさんのまごころ**  
 ～日赤を通じて被災者へ～

新潟地震に於いて、町民の皆さまのあたたかい気持ちのおかげで、多数の方から、次のように救済金をいただきました。誠にありがとうございました。早速、日赤西多摩地区を通じて、被災者の方々に送付いたしましたのでご報告します。

福生町婦人会	一七、五〇〇円
パーテンドー組合	五、四〇〇円
町会議員一同	五、四〇〇円
武蔵野町会及同婦人会	三、三〇〇円
福生町役場職員一同	三、三〇〇円
熊川 小沢芳三	二、二〇〇円
福生交通従業員一同	五、〇〇〇円
第一小学校玉利姉弟	一、〇〇〇円
一青年	九〇〇円
熊川 間々田	六〇〇円
富士見商栄会	五、〇〇〇円
横田基地日本人従業員一同	二、三〇〇円
中央女子寮一同	四、七〇〇円
新潟県人会 熊川地区	三、六〇〇円

(敬称略) 39・7・10現在

# 汚物の収集にご協力を！



福生町は、昭和三十六年に特別清掃地区の指定を受け、環境衛生の浄化と清掃事業の円滑をはかるべく努力していますが、最近、人口増等の諸事態に伴い、さらに収集用自動車・台を購入し、収集業務の充実にも万全を期しております。また、ちゅう芥の処理方法については、近く全面的にオルゴール付自動車による収集を行う予定であります。

このような点から、各ご家庭とも、この主旨をおくまりの上、今後、清掃事業がよ

## ◆収集について

### 一、雑芥

- ◆戸に一つのゴミ箱設置にご協力下さい。
- ◆ゴミ箱は蓋のついたものを使用して下さい。
- ◆ゴミ箱の設置場所は、収集作業員の見易い所に置いて下さい。

## 二、ちゅう芥

◆ゴミ箱に入れるものは、ちゅう芥を除いたものとなっておりますが、燃えがら等、その他燃えないもの(空カン、空ビン、煉炭灰等)は、別の容器に入れ、役場担当職員が作業員にご相談下さい。

◆ちゅう芥とは、主に勝手口から出る食物の残廃物をいいます。

◆収集については、オルゴール付収集用自動車(現在一部でふり鐘)で各地を巡回し、収集順路、時間も毎日一定しておりますので、お宅の一番近い所まで待つていただき、自動車へ投入して下さい。

◆容器は、必ず蓋のついたものを使用し、底には穴をあけ、水がされるよう水気を除いてから容器に入れるようにして下さい。

◆容器は後できれいに水洗いし、常に清潔にしておいて下さい。

◆おでかけになる人にとのむよう心がけて下さい。

## 三、料金について

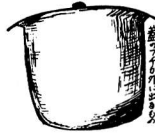
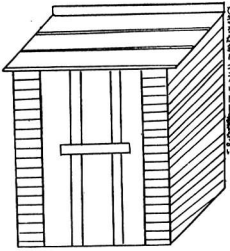
- ◆一般家庭(一月平均排出量が一五〇キログラム

までの世帯) 月額八十円

◆特別家庭(一月平均排出量が一五〇キログラムを超える世帯) 十キログラム又はその端数につき月額十六円。

◆料金は、ちゅう芥、雑芥を一語にしたもので、どちらか一方の収集を申込まれた方についても、同額となります。

◆集金方法は、四月から翌年の三月までを、各三ヶ月づつ年四回に分け、役員が集金に伺いますが、直接役場民生課でも扱っております。



# チャイムが鳴ります！

## 水遊びは四時まで

二十一日から夏休みです。暑くなるともに、私たちのあぶない水遊びが盛んになってきますが、毎年、小中学校児童生徒には、多摩川での水遊びは、水の事故防止、衛生面等から考え、極力中止するよう指示しています。しかし、子どもたちにとって、川は楽しい遊び場所でもあり、多摩川での水遊びは、その後もあとを断つていません。子どもたちは、つい遊びに夢中になると、時間のたつのを忘れ、家へ帰るのがおそくなり、家族のものに心配をかけることがあります。

そこで、七月二十一日から八月三十一日までの間は、毎日午後四時に、役場のチャイムが鳴り、水遊びでまだ川に残っている子どもさんは、家に帰るように知らせます。ご家庭の父兄の方は、この点、子どもたちによく周知され、事故のない夏休みとして、いただくようお願いいたします。

なお、東京都水道局から、玉川上水路は立入禁止区域であり、水筒防止のうえからも、遊泳は絶対に禁止するよう、強い指示がありましたので、各ご家庭で、お子どもをお持ちの方は、くれぐれも注意するよう、重ねてお願いいたします。

# 海の家・山の家をご利用下さい

・いよいよ本格的な夏がやってきました。東京都国民健康保険団体連合会では、被保険者のみなさんのために、海の家、山の家を無料施設として開設しましたので、ご家族お揃いでご利用下さい。

山の家 青梅市御岳山中  
 狂 奥多摩町鳩の巣荘  
 利用される方は、利用券に制限がありますので、お早目にお申込み下さい。くわしくは、役場住民課保険係へお問合せ下さい。

- 期間 海の家 七月一日から八月二十五日まで
- 山の家 七月一日から八月三十一日まで

- 施設 海の家 江の島片瀬東海岸 鎌倉由比ヶ浜海岸 逗子海岸



議 会 報 告

森田幸造 秋山誠一

(収入役)(助役)

の両氏を選任

その他重要議案を可決

昭和三十九年、第二回福生町議定会定例会は、六月十八日を第一日、同三十日を第二日とする会期十三日間で開催された。第一日目の冒頭に、石川町長は「早急に人事の大刷新を行い、健全財政の確立を図るとともに、福生町の信頼を高め、隣接町との融和を深め、広域行政への移行を一日も早からんことを願う」と当面の施政方針を述べ、議事は日程に従い、慎重に審議されました。今会期中に可決された議案は二十五件、請願が三件、陳情一件で、最終日に提出された、爆音防止に関する請願一件が総務委員会に付託となった。また、石川町長は、第一日目に、元町長の森田幸造、秋山誠一の両氏を、助役ならびに収入役として選任したい旨、議会に同意を求めたところ、議会はこれに同意し、森田幸造氏は六月二十二日から新助役に、秋山誠一氏は七月一日から収入役にそれぞれ就任し、今後町のため大いに努力していただくことになりました。

写真は森田幸造氏(上)と秋山誠一氏(下)



議決事項 福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例 都市計画税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、昭和三十

九年度分の都市計画税に限り第一期分の納期「四月一日から同三十日まで」を「五月一日から六月一日まで」と変更するもの。 証人等の実費弁償に関する

例の一部を改正する条例 非常勤の特別職の職員報酬及び費用弁償に関する条例 昭和三十九年度福生町一般会計補正予算(第一号)について

歳入額の主なものは、国庫支出金一〇、三〇五千円。町税、三、四八八千円。町債二、〇〇〇千円。これに対する歳出額は、教育費一三、四八一十千円。総務費、三、四八四千円が主なものとなつて

いる。 昭和三十九年度福生町第一回特別会計補正予算(第一号)について 歳出額の総務管理費五四三

千円を減額補正し、繰出金五〇〇千円、予備費四三三千円をそれぞれ追加補正した。 福生町職員の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

福生町水道事業の契約の方法の特例に関する条例 福生町風紀取締条例を廃止する条例

一、氏名 斎藤 菊蔵 道路路線の認定にもとづき、次の路線を町道として認定する。 一、路線番号 六九八号線

一、住所 福生町大字熊川六八三番地

一、氏名 森田 幸造 一、住所 福生町大字熊川六八三番地

一、氏名 秋山 誠一 一、住所 福生町大字熊川六八三番地

一、氏名 森田 幸造 一、住所 福生町大字熊川六八三番地

一、氏名 秋山 誠一 一、住所 福生町大字熊川六八三番地

一、氏名 秋山 誠一 一、住所 福生町大字熊川六八三番地

一、氏名 秋山 誠一 一、住所 福生町大字熊川六八三番地

一、氏名 秋山 誠一 一、住所 福生町大字熊川六八三番地

一、氏名 秋山 誠一 一、住所 福生町大字熊川六八三番地

一、氏名 秋山 誠一 一、住所 福生町大字熊川六八三番地

一、氏名 秋山 誠一 一、住所 福生町大字熊川六八三番地

一、氏名 秋山 誠一 一、住所 福生町大字熊川六八三番地

変更する規約 夏期手当に関する陳情書 夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書

夏期手当に関する陳情書



電話 (0425) (代) 三二八五番